

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置づけ、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼に応えるとともに、公正で効率的な企業経営を行うため、グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。この基本的な考えのもと、当社のガバナンス体制は監査役制度を採用するとともに執行役員制度を導入する一方、取締役会については社外取締役の選任を行う等、業務執行と監督に関する機能を分離し、経営責任の明確化と意思決定の迅速化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱地所株式会社	21,370,500	10.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,805,000	4.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,773,000	3.88
ゴールドマンサックスインターナショナル	4,915,500	2.45
JPモルガン証券株式会社	3,476,500	1.74
大成建設株式会社	2,663,000	1.33
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,538,500	1.27
日本証券金融株式会社	2,250,249	1.12
株式会社りそな銀行	2,229,000	1.11
株式会社三井住友銀行	2,010,093	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
--	----

親会社の有無 更新	なし
---	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
藍澤基彌	他の会社の出身者					○				○
齊田國太郎	弁護士				○					○
加藤讓	他の会社の出身者			○		○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
藍澤基彌	○	藍澤證券株式会社の代表取締役社長であります。	藍澤氏には、経営者として培われた深い知識、経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しております。
齊田國太郎	○	株式会社ニチレイの社外監査役および住友大阪セメント株式会社の社外取締役であります。	齊田氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、法曹界で培われた専門的な知識、経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しております。なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に係る独立委員会委員に就任しております。
加藤讓		三菱地所株式会社の取締役であります。	加藤氏は、三菱地所株式会社および三菱地所ビルマネジメント株式会社での豊富な経験をもとに当社の経営全般に助言をいただくために選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

常勤監査役は、会計監査人から四半期ごとに監査結果報告を受けるほか、随時、意見交換を行います。また、会計監査人の支店や子会社の会計監査への立ち会いを行うこともあります。
 常勤監査役は、内部監査部門から監査計画や監査結果についての報告を受けるほか、定期的な情報交換会を開催しております。
 さらにこれらの内容は、監査役会に報告されます。
 内部監査部門は、経営者による内部統制報告書作成に関して、会計監査人と随時情報交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小島茂夫	他の会社の出身者									○
角谷正彦	他の会社の出身者				○					○
佐々木靖忠	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
小島茂夫	○	—	小島氏には、経営者としての経験から、常勤監査役として取締役の職務執行の監査および監査体制の充実を図っていただくため、選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しております。
角谷正彦	○	角谷氏は、みずほ証券株式会社、石油資源開発株式会社および株式会社プロネクス各社の社外監査役であります。	角谷氏には、大蔵省証券局長や国税庁長官等を歴任して培われた深い知識、経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しております。 なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買取防衛策)」に係る独立委員会委員に就任しております。
佐々木靖忠	○	—	佐々木氏には、日本銀行において培われた深い知識、経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しております。

なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買取防衛策)」に係る独立委員会委員に就任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役へのインセンティブの付与は実施しておりませんが、報酬は、業績を考慮し決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2011年3月期の役員報酬は、取締役が135百万円(うち社外取締役12百万円)、監査役が52百万円(うち社外監査役32百万円)であります。なお、当社は、2008年6月26日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会后、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役3名に対し127百万円(内、社外取締役6百万円)の退職慰労金を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は月額報酬と賞与からなり、株主総会の決議により報酬限度額を決定しております。当社では社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設け、月額報酬と賞与に係る基本方針および支給額決定方針を決定した上で、業績を反映させた個人別支給額案の決定も行います。なお、社外取締役には賞与は支給いたしません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については総務グループが、社外監査役については総務グループに加えて監査役室がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 業務執行の機能に係る事項

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む7名で構成され、取締役会規則に基づき、法定事項を含む重要事項について審議しております。業務執行に関しては、執行役員制度を導入しております。また、経営会議は、代表取締役および役員執行役員である取締役で構成され、当社の経営および重要な業務運営管理に関する基本方針等を協議しております。

(2) 監査・監督の機能に係る事項

監査役が取締役会等の会議に出席するとともに、内部監査部や会計監査人との連携を図ることで監査の実効性を高めております。2011年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、福田光博、村本泰雄、南泉充秀であり、東陽監査法人に所属し、福田光博は2010年3月期(継続監査年数2年)より、村本泰雄は2005年3月期(継続監査年数7年)より、南泉充秀は2011年3月期(継続監査年数1年)より監査関連業務を行っております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補その他1名であります。

(3) ガバナンス体制の選択の理由

当社は、監査役設置会社であります。当面は、会社法に規定する委員会設置会社に移行する予定はありません。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、現在の体制が適切であると考えております。

(4) 社外取締役に関する事項

当社は、社外取締役を選任しておりますが、関連会社、主要な取引先の出身者等ではありません。社外取締役は、当社の事業内容および事業環境に識見を持つ方であり、独立した立場から取締役会に出席し、経営の監督にあっております。

(5) 監査役の機能強化に係る取組状況

監査役会は常勤監査役2名(内1名は社外監査役)、非常勤監査役(社外監査役)2名の計4名体制をとっております。社外監査役は、関連会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではありません。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画に基づき、取締役の職務執行の適法性・妥当性について監査しております。また、監査役の活動を監査役室の専任者が補佐しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の事業実態等から経営の監視として取締役会における監督と監査役会による適法性などの監査の二重のチェック機能を有する監査役設置会社が当社にとって最適であると考えております。さらに複数の社外取締役と社外監査役の選任および常勤の社外監査役の選任により経営への監視機能の実効性をより強化しており、当該体制は有効に機能しているものと考えております。
今後ともコーポレート・ガバナンスの強化に向け、その体制の向上を継続的に図ってまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日より3週間以上前の発送を実施いたしております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の前日までには開催することを目指し、実施いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	従来の書面投票に加え、議決権行使の促進を図るため、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家が議決権行使において十分な検討時間を確保できるように、株式会社ICJ運営の機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家に向けて英訳版招集通知を提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRイベント等に定期的に参加し説明を行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、5月に決算説明会を11月に第2四半期決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報・決算情報以外の適時開示資料・有価証券報告書(四半期報告書)・会社説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署…総務グループ IR事務連絡責任者…IR担当責任者	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章を策定し、各ステークホルダーの声を尊重し、高い倫理感をもって社会から信頼される企業を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ビル事業における省エネに配慮しております。具体例としては、1. 東京証券取引所ビル…「東京都地球温暖化対策計画書」の提出(東京証券取引所との共同提出)、2. 大阪証券取引所ビル…NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)から高効率エネルギーシステム促進事業の交付決定、3. セントライズ栄…「名古屋市建築物環境配慮制度(CASBEE名古屋)」Sランク達成などがあります。今後とも省エネに配慮し、建築計画を進めてまいります。また、地球温暖化対策として政府が推進している「チーム・マイナス6%」にも参加し、事務室内の空調設定温度を上げるとともに、「クールビズ(ノーネクタイ・ノー上着)」を実施するなど、社員の環境意識向上にも取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図っております。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
ア. 当社は、独立役員である社外取締役および社外監査役を選任し、取締役会の経営・監督機能、監査役の監査機能の強化を図っております。
イ. 当社は、「企業行動憲章」および「コンプライアンス規程」を定め、取締役、執行役員および職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努めております。
ウ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上の問題が発生した場合の通報手段としてコンプライアンス・ホットラインを設け、その早期発見と適切な対応を行います。
エ. 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応いたします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定記録やりん議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書保存・廃棄取扱基準」等に基づき、適切に保存・管理いたします。
取締役および監査役は、常時これらを開覧することができます。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、「リスク管理規程」を定め、対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努めております。
イ. 内部監査部門は、全て部署を対象に定期的にリスク管理状況等の業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、定期的に監査役と情報交換を行い、効率的な監査を行っております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア. 当社は、執行役員制度を導入し、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図っております。
イ. 当社は、担当役員制ならびに「取締役会規則」「執行役員会規則」「事務分掌規程」等社内諸規則に定められた職務権限および意思決定方法により、取締役の職務執行が効率的に遂行されるように努めております。
ウ. 年度事業計画等の策定により、全社的な目標を設定し、職務執行を効率的に推進しております。
- (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア. 当社は「関係会社管理規程」を定め、管理の所在、親会社への事前報告の内容等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努めております。
イ. 当社は、子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査しております。
ウ. 当社は、関係会社経営会議や関係会社事務連絡会を設け、事業の方針および経営情報等を共有化しております。
エ. 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の整備および運用の基本方針」を定め、その実現に向けて「財務報告に係る内部統制連絡会」を設置し、当社グループを横断する協力体制を整えるよう努めております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことおよび監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役室を設置し、監査役が行う監査に関する事項およびその職務を補助する職員を配置しております。
その職員の任命および異動は監査役の同意を必要とし、また、その評定については監査役の意見を十分に聴取しております。
- (7) 監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 監査役は、取締役会や執行役員会等の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録やりん議書等の写しを受領し、それに対する報告等を求める。また、監査役は、定期的に代表取締役、内部監査部門および会計監査人と協議の場を持っております。
イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

■ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応いたします。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、「企業行動憲章」および「内部統制システム構築の基本方針」において反社会的勢力には毅然とした態度で対応する方針を定め、これを取締役、執行役員および職員に周知徹底しております。
社内体制としては、総務グループを対応統括部署とし、反社会的勢力による不当要求等の事案が発生したときは、弁護士や所轄警察署等関連機関とも連携し、対応いたします。
また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への加盟を通じて反社会的勢力排除活動に参加するとともに情報の収集に努め、必要に応じて、その内容を各部署にフィードバックしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、2007年6月27日開催の第87回定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入についてご承認をいただきました。

その後、経済産業省の「企業価値研究会」から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」等を踏まえて2009年6月25日開催の第89回定時株主総会においてこれを継続し、さらに当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保の観点から検討を行い、2011年6月28日開催の第91回定時株主総会でこれを一部見直しの上、引き続き継続することについて承認を得ており、その概要は次のとおりです。

なお、本プランの詳細は、2011年5月13日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表しており、その全文は当社ホームページをご覧ください。

（<http://www.heiwa-net.co.jp/news/pdf/110513a.pdf>）

1. 基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴うような株式の大量の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には、当社の株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えます。

また、当社は、当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、(a) 当社の株主の皆様が買付行為の是非を適切に判断するための時間・情報を提供しないもの、

(b) 買付行為を行う者と交渉する機会を与えないもの、(c) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものもあります。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益確保への取組み

当社は、我が国金融市場の中核的機能・役割を担う東京、大阪、名古屋などの証券取引所ビルのオーナー企業として、1947年に創立されました。

以来、当社は、「快適なオフィス環境と住まう人に心から満足していただける生活空間を提供する。」という経営理念の下、賃貸、不動産開発、住宅開発の3事業を展開し、常に時代の変化を先取りし、ユーザーの多様なニーズに応え、確かな信頼と評価を得てまいりました。

とくに賃貸事業は当社のコア事業であり、なかでも証券取引所への賃貸がその中核であることに変わりはありません。言うまでもなく、証券取引所は、我が国金融市場の根幹を担う極めて公共性の高い機関であり、金融商品取引法上、その議決権保有には制限が加えられております。

その施設を提供する当社には、その社会的公器の機能の維持・向上を施設面から支えるという重要な使命が課せられており、これまで、東京、大阪、名古屋の各証券取引所ビルの建替えを行いました。

また、賃貸事業では業容拡大と収益力強化のため、オフィスビル、商業施設、賃貸住宅の開発も進めてまいりました。

一方、こうした賃貸事業で培ったノウハウを活用してのREIT事業への進出、子会社でのプロパティマネジメント事業の展開など、グループ全体での収益拡大も図ってまいりました。

さらに、事業収益基盤を拡充するために、この度、公募増資と三菱地所株式会社への第三者割当増資を実施し、当社の重点事業地区である東京都中央区日本橋兜町地区の再開発に取り組むこといたしました。当社はこの取組みを中・長期的に推進し、高い付加価値を創出することを目指しており、これを着実に実現させることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益向上につながるものと深く確信しております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われた際、株主の皆様がその是非を判断するための時間と情報の確保、当社が株主の皆様のために大量買付者と交渉を行う機会の確保、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付けの抑止を通じて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

(3) 本プランの概要

本プランは、当社株式等の20%以上の買付けを行うおとす者に対し、大量買付けに着手する前に、当社取締役会宛に、当社の定めた買付プロセスに従う旨を記載した書面および当社株主の皆様ご判断や当社取締役会の意見形成のために提供していただくべき情報を記載した書面を提供していただくなど、上記の目的を実現するために必要な手続を求めます。

当社は、大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、または大量買付者が行う買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると判断した場合には、対抗措置を発動することがあります。

この対抗措置として当社取締役会は、大量買付者による権利行使ができず、大量買付者以外の者に当社株式を交付できる新株予約権を、当社を除く株主の皆様に対して、1株につき1個を無償で割り当てます。この対抗措置が発動された場合、大量買付者は結果的にその保有する当社株式が希釈化することになります。また、仮に、当社株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の新株予約権の行使手続を行わない場合には、他の株主の皆様の新株予約権の行使によって、結果的にその保有する当社株式が希釈化することになります。

なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成された独立委員会を設け、その助言を最大限尊重いたします。

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、原則として当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、一方、遵守していると判断した場合は原則として対抗措置の不発動を勧告します。

3. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

これらの各取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

具体的には、本プランは、(a) 「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を完全に充足していること、(b) 株主総会のご承認をいただいた上で継続していること、(c) 有効期間が2年間であること、(d) 有効期間の満了前でも、株主総会または当社取締役会で本プランを廃止することができること、(e) 予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されて当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、(f) かかる発動事由は、我が国における裁判例の分析や上記「買収防衛策に関する指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を分析した上で設定されたものであること、(g) 当社取締役会から独立した者で構成された独立委員会を設けていることなどから、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

(1) 適時開示に関する方針

当社では、当社グループの行動の基本方針として「企業行動憲章」を定め、株主の皆様はもとより、広く社会とのコミュニケーションに努め、企業

経営全般にわたる情報を適時適切に開示することとしております。

その上で、金融商品取引法および有価証券上場規程に基づき「内部情報管理および内部者取引防止規程」を制定し、適時開示の基準と手続、情報管理体制などを明確にしております。

(2) 適時開示までの手続および情報管理責任者等

当社では、グループリーダー、室長および支店長ならびに子会社社長が「情報管理担当者」となり、所管部内において発生した適時開示対象となる事実を含めた事実の情報の収集と、その「情報管理責任者」への報告を行います。

「情報管理責任者」は総務企画本部担当取締役が担当し、報告を受けた情報について適時開示の要否、開示する場合はその内容を、検討、決定します。検討に当たっては、関係各部署の限られた者、あるいは弁護士・会計監査人などと適宜協議を行います。

適時開示実務は、総務企画本部担当取締役が管轄する総務グループにおいて行いますが、開示に先立ち、代表取締役社長に報告されます。なお、各部門において決定した事実や決算情報については、取締役会などの機関において決定した時点で、その内容を公表します。

<別紙>

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

